

磐田市就学援助制度のお知らせ

磐田市教育委員会

1 就学援助制度とは

経済的に困りの世帯で、制度の要件を満たす児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品の購入などに充てる費用の一部を援助する制度です。**※学校の校納金が免除されるものではありません。**

月々の学校校納金の一部を、学期ごと（8月、1月及び3月）に後払いで援助します。

2 就学援助を受けることができる方・申請に必要なとなる添付書類

就学援助を受けることができる方	申請に必要なとなる添付書類（写し）
①生活保護を受けている	不要
② 生活保護の停止又は廃止を受けた （令和5年4月1日以降の停止又は廃止）	※他市区町村で生活保護の受給又は停止や廃止を受けた方は、その市区町村が発行する生活保護（停止又は廃止）決定通知書が必要です
③ 世帯全員の市民税が課税されていない	不要 ※令和5年1月2日以降に磐田市に転入された方は、居住されていた市区町村が発行する所得課税等証明書が必要です
④世帯全員の国民年金の掛金が減免されている	世帯全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
⑤児童扶養手当を受給している、又は受給を予定している	児童扶養手当証書 ※証書が手元にない場合は、申請書3.エに○をし、左横に「申請中」と記入してください（添付書類は不要）
⑥生活福祉資金の貸付の決定を受けている （令和5年4月1日以降の決定）	生活福祉資金貸付決定通知書
⑦上記①～⑥に当てはまらない方のうち、同居の家族の年間収入の合計額から社会保険料等を引いた額が、市の定める認定基準以下の方（下記の基準額の目安を参照）	転入前の市区町村が発行する所得課税等証明書（令和4年中に収入があった世帯全員の収入額、各種控除額がわかるもの）又は源泉徴収票や市県民税特別徴収額の通知書など収入額が確認できるもの 【令和5年1月1日以前から磐田市に居住されていた方は不要】

- ▶ 世帯が違って同じ住居で生活している場合は、同居家族となり収入の合計に含めます。
※明らかに独立した生計を営んでいると認められる場合（申立書の提出が必要）は除きます。
- ▶ 同居家族収入には、単身赴任中の保護者、他の親族からの援助、養育費の収入も含まれます。
- ▶ 住宅ローン等の返済金の有無は考慮しません。

基準額の目安	世帯構成	家族構成	給与収入額（目安）
	2人	母（父）・子	約 230万円
	3人	父・母・子	約 290万円
	4人	父・母・子（小学生）・子（小学生）	約 350万円
	5人	父・母・子（中学生）・子（小学生）・子（小学生）	約 410万円

- ▶ 世帯員の人数や年齢、住居の状況等、様々な要因を基に審査します。そのため、事前にお問い合わせいただいても、認定の可否については、お答えすることはできません。
- ▶ 審査は、世帯の収入額等により行うため、令和4年中の所得の申告が必要です。
- ▶ 同居家族の中で収入のある方が複数いる場合は、それぞれの収入の合計で審査するため、収入のある人は全て申告をしてください。

3 申請方法

申請書は、各学校の事務室、教育総務課にあります。ホームページからもダウンロードできます。上記2の「申請に必要なとなる添付書類」を添付して、在学する小中学校（小学校入学の場合は入学する小

学校)へ提出してください。兄が中学校、弟が小学校に通学しているなど同一の学校でない場合は、申請書に兄弟及び姉妹を記入し、**中学校に申請書を提出**してください。なお、既に小学校入学予定者分と合わせて兄弟分も申請した方は、改めて提出していただく必要はありません。

4 申請期限

各学校の指定する日

※上記期限後においても随時申請を受け付けますが、認定日によって支給される時期や内容、金額が変わりますので、希望される方はお早めに申請してください。

5 認定者の決定と支給方法

- 提出書類と所得調査等を行い、審査結果は学校を通じて通知します。
- 支給については、申請時に申し出のあった口座へ振り込みます。
- 学校への給食費等校納金の納付状況によっては、学校口座への振り込みとし、未納分に充当させていただきます場合もありますので、同意の上申請してください。

6 就学援助費の内容

援助内容	年間支給額
学用品等〔学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)〕	小1：13,230円、小2～6：15,500円 中1：25,040円、中2～3：27,310円
校外活動費(宿泊を伴うもの)	実費〔交通費〕(上限額 小：3,690円、中：6,210円)
新入学児童生徒学用品費	小1：54,060円、中1：63,000円
修学旅行費	実費
学校給食費	実費〔実食分〕
その他(PTA会費・生徒会費など)	実費

- 生活保護受給者は、修学旅行費及び医療費(医療券の交付)が受けられます。
- 年間支給金額は令和5年度の金額のため、令和6年度は変わる可能性があります。
- 新入学児童生徒学用品費は各学校の指定する期日までに申請し、当該年度の4月1日現在で認定を受けている場合に限り支給します。ただし、入学前支給を受けている場合(他の市町村で新入学児童生徒学用品費又はこれに相当する就学援助費の支給を受けている場合を含む)は支給の対象になりません。

7 その他

- 就学援助の認定は年度ごとになりますので、希望する場合は毎年度申請する必要があります。
- 就学援助対象児童生徒として認定された後、転居、改姓、家族構成、経済状況等の変化が生じた場合は、すみやかに学校へ連絡してください。
- 放課後児童クラブを利用している児童が就学援助対象児童として認定された時は、利用料の減免が受けられます。児童クラブ又は教育総務課へ減免申請書を提出してください。
- 不明な点は、各学校又は教育総務課へお問い合わせください。

お問い合わせ

磐田市教育委員会事務局 教育部教育総務課〔市役所西庁舎3F〕

電話：0538-37-4821 (平日8:30～17:15)

HP：<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyoiku/index.html>

申請書掲載ページ：https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kosodate_kyouiku/kosodate_hojo_josei_yuushi/shuugakuenjo/1001782.html